

大阪府立母子・父子福祉センター指定管理者評価委員会による モニタリング実施とその結果の活用について

1. 目的

指定管理者及び施設所管課である子ども家庭局子育て支援課(以下、「子育て支援課」という。)が行った点検・評価内容に対し、外部有識者で構成する評価委員会からの指摘・提言をいただき、それをフィードバックすることでさらなる府民サービスの質の向上を図る。

2. 対象

施設名称	指定管理者	指定期間
大阪府立母子・父子福祉センター	社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会	R2.6.15～R7.3.31

3. 実施の流れ

- (1) 子育て支援課は、指定管理者評価委員会の意見を踏まえた「評価票」を作成する。
- (2) 指定管理者は、「評価票」の各評価項目について自己評価を行う。
- (3) (2)を受けて、子育て支援課は、指定管理者が事業計画書・仕様書等に基づき適切に運営しているかについて評価を行い、結果を評価委員会に報告する。

※項目ごとの評価（4段階）

- S：計画を上回る優良な実施状況
- A：計画どおりの良好な実施状況
- B：計画通りではないが、ほぼ良好な実施状況
- C：改善を要する実施状況

※年度評価（4段階）

- S：(項目ごとの評価のうちSが5割以上で、B・Cがない)
- A：(項目ごとの評価のうちBが2割未満で、Cがない)
- B：(S・A・C以外)
- C：(項目ごとの評価のうちCが2割以上。又は、Cが2割未満であっても、文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合)

※最終評価（4段階）

- I：評価対象となる年度の年度評価のうちSが5割以上で、B・Cがない。
- II：評価対象となる年度の年度評価のうちBが3割未満で、Cがない。
- III：I・II・IV以外
- IV：評価対象となる年度の年度評価のうちCが5割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く。

- (4) (3)の報告を受けて、指定管理者評価委員会は、子育て支援課に対して指摘・提言を行う。
- (5) 子育て支援課は、指定管理者評価委員会による指摘・提言を踏まえ対応方針を策定する。
次年度以降の事業計画への反映については、来年度からの指定管理者の選定後別途調整。
- (6) 評価票及び対応方針を、ホームページで公表する。

4. スケジュール

時期	評価委員会	子育て支援課	指定管理者
6月	6月27日(木) 第1回評価委員会開催 【評価項目・評価基準の 確定】	【評価票の作成】 指定管理者に評価票 の説明	
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			【自己評価の実施】 ・評価票の作成 ・参考資料集を作成
1月		【施設所管課による評価実施】 ・指定管理者の自己評価を踏 まえ評価（必要に応じてヒ アリングを実施）	
2月	(2月中旬～末) 第2回評価委員会開催 【評価内容の点検】 ※必要に応じて、指定管 理者に対してヒアリング を実施	【評価の報告】 指定管理者による自己評価及 び所管課による評価結果につ いて、委員に報告 (2月末) ・委員会からの意見・提言を 踏まえた対応方針を策定	・次年度の事業計画への 反映は、次期指定管理 者と調整
3月		評価票・対応方針の公表	